

動機の錯誤に関する俗論を排す。

大阪学院大学法学部教授 細 見 利 明

- 1 本稿は、「意思表示の動機に錯誤があり、その動機が外部に表示されておれば民法95条の要素の錯誤になる。」との、多くの法律家が信じている見解は俗論であり誤りであることを指摘するものである。
- 2 すなわち、動機の錯誤については、その錯誤が当事者、目的物、代金などのように法律行為の要素に関する錯誤であるかどうかとは関係なく、とにかく意思表示の動機に錯誤がありその動機が外部に表示されておれば、民法95条の要素の錯誤になり当該意思表示は無効になるとの見解が実務を支配している。このような見解が実務で訴訟代理人の弁護士から主張され、裁判官もその認識のもとに判決をしている。判決の中で、「動機が表示されたか否か」を争点としてとらえたことを判示する裁判例が多い。学者もこれに追随する方向に走っているように見える。例えば、NBLの1024号15頁以下「動機の錯誤に関する判例の状況と民法改正の方向（上）（下）」は上記見解にしたがった多くの判決を正当なものであるかのように扱い、分類し、解析している。後記の民法の教科書も同様である。
- 3 このような見解によると、「冷蔵庫が傷んだので買いに来た」と言って新しい冷蔵庫を買い受ける動機を告げて新しい冷蔵庫を購入したが、実は冷蔵庫は傷んでいなかった場合、買い受ける意思表示の動機は表示されておりそれが誤りであったのであるから、買受けの意思表示には要素の錯誤があり無効という結論になる。なお、重過失の問題はここでは問わない。また、「Aから商品を買ったので売買代金を送金する必要がある」と金融機関に告げて自己の普通預金から送金を依頼した場合において、Aとの売買契約は無効であり真実は送金する必要がなかったときは、動機は表示されているから送金依頼の意思表示は無効であり、

送金の手続をした金融機関に送金分の金銭を払い戻してもらうことができる結論になる。このような身勝手な無効を許すのが現在横行している動機の錯誤論である。

- 4 動機の錯誤に関する上記のような見解は誤りである。そもそも、「動機は外部に表示されたら要素の錯誤になる。」との民法の規定など存在しないのであって、民法95条本文には、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。」と規定されているのみである。ここに言う「法律行為の要素」とは、売買契約の買主が目的物を買う場合の意思表示についてみれば、誰から買うか（当事者）、何を買うか（目的物）、いくらで買うか（代金）が意思表示の要素になるはずである。したがって、買う意思表示の要素であるところの当事者や目的物、代金に錯誤がないにもかかわらず、「動機は外部に表示されたら要素の錯誤になり意思表示は無効になる。」というような見解は成立すべくもないのである。

- 5 このような誤った見解・俗論は、動機の錯誤を初めて扱った大審院大正3年12月15日第1民事部判決（民録20号1101頁）の誤読から始まったものと推測する。同判決は、動機の錯誤は原則として民法95条の要素の錯誤にならないが、「通常意思表示ノ縁由ニ属スヘキ事実ト雖表意者カ之ヲ以テ意思表示ノ内容ニ加フル意思ヲ明示又ハ黙示シタルトキハ意思表示ノ内容ヲ組成スルモノニシテ」、その錯誤は要素の錯誤となり得る旨を判示した^{*1}。この判決の意味は、受胎馬の売買を例にとると、「受胎馬であるから買いたい」との動機から進んで、「受胎しているこの馬を買いたい」というように動機を意思表示の内容（目的物

*1 事案は、700円の価額に過ぎない家屋を1500万円の価額と誤解して1500万円を極度額とする根抵当権の設定を受ける旨の意思表示をしたがこの意思表示が民法95条の要素の錯誤により無効であるか否かが争われた事件である。原審は抵当権設定契約の意思表示自体には錯誤がないと判断したが、大審院は要素の錯誤に該当すると判断した。

の内容)に加える意思表示をしたときは、それが客観的事実に相違しておれば民法95条の適用があるというものである。この場合には、「受胎した馬」という売買の目的物に錯誤がある結果民法95条の要素の錯誤として無効となるのであり、誰しも納得できる結論である。

- 6 大審院判例は決して、「動機は表示されれば要素の錯誤になる」と判示しているのではない。「動機はこれを意思表示の内容に加える意思を表示した時に」要素の錯誤になると判示しているのである。単に、「この馬」を買うのではなく「受胎しているこの馬」を買うと意思表示したがそれが錯誤であったときに要素の錯誤になると判示しているのである。ところが、いつ頃からか、この判例を曲解し、「意思表示の動機はこれが相手方に表示されたら要素の錯誤になる。」と理解する法律家が多くなり、今日では上記のように理解している人がほとんどになった。私が、最近、学生の教科書選定作業の過程で読んだ本の中に「有斐閣Sシリーズ民法（第3版補訂）」があるが、民法95条の要素の錯誤のなかで「動機の錯誤」を説明している箇所に次のような説明がしてある。

「民法は、要素の錯誤としていて、動機についてはふれていない。しかし、上記のような場合(新駅ができる予定があるから土地を買った場合)、表意者の保護はやはり必要である。法律行為をなすに当たっての動機は、一般に表示されることはないので、内心の動機のくい違いがあれば、無効とするのは相手方に酷である。」、「そこで、判例は、動機が何らかのかたちで相手方に表示されていた場合には、動機の錯誤を考慮するとしている。」

- 7 この教科書に述べられているところの、「意思表示の動機が相手方に表示されておれば（その動機が真実でなかった時は）、民法95条の要素の錯誤になりその意思表示は無効になる。」との見解は、前記判例の曲解以外の何物でもない。しかし、民法の代表的教科書ですら判例の傾向としてこのような説明をしているから、その教科書で学ぶ学生や実務家が、「動機は表示されたら要素の錯誤になる」というように動機の錯誤を理解するのは自然の成り行きである。

8 このような俗論的理解のもとに誤った結論を導いた裁判例として、札幌高等裁判所昭和45年4月15日判決（金融・商事判例第318号6頁）を紹介したい。この事案は、訴外Kに一定金額を送金する義務があると信じた控訴人（預金者）が、被控訴組合（農協）に預けていた定期貯金を解約し、Kに対する送金を依頼し、依頼を受けた被控訴組合は定期預金の解約払戻に応じて依頼のとおりKに指定金額を送金したのである。ところが控訴人は、「そもそも控訴人がKに送金する義務がなかった」、「控訴人の被控訴組合に対する貯金の解約・送金依頼の意思表示は民法95条の要素の錯誤に当たり無効である。」、「依然として控訴人の貯金は有効に存在するから被控訴組合に対して貯金の払戻しを請求する。」と主張して被控訴組合に預金の払戻しを求める訴訟を提起した事件である。控訴人は、「訴外Kに送金する義務があるから送金を依頼する」、「そのために定期貯金を解約する。」と、解約・送金の動機を表示して、貯金解約・送金依頼の意思表示をしたが、実は送金する義務はなかったから動機に錯誤があり、動機が表示されているから民法95条により無効になるというのであった。常識からすれば通用するはずがない言いがかりであるが、札幌高等裁判所は、控訴人（原告）の主張をいれて控訴人の請求を認容したのである。判決に曰く、「控訴人は、Kとの売買契約の解除および交換契約の締結ならびにそれにとまなう清算のための被控訴組合との本件定期貯金契約の解約および被控訴組合に対する右払戻金のKへの支払委任を、本件山林の価値を誤って、すなわち動機の錯誤にもとづいてなしたものであり、かつ、この動機は被控訴組合の代表者である高橋に表示されていたといえる。また、右の事実により、控訴人が本件山林の真の価値を知つていればとうてい交換およびそれにとまなう契約をしなかつたと推認されるから、結局、控訴人の右各意思表示は要素の錯誤により無効である。」と判断したのであった。そして、控訴人の請求を棄却した札幌地方裁判所の判決を取り消し、控訴人が求める金員（1000万円と遅延損害金。なお、本件は定期貯金9000万円の内金請求であった。）の支払を被控訴組合に命じたのである。

- 9 この札幌高等裁判所の判決は、民法の規定や動機の錯誤に関する大審院判例を誤解し、「動機は表示されたら要素の錯誤になる」との誤った見解のもとに、「動機が表示されたか否か」を争点に取り上げて誤った結論を導いた典型的な例である。この判決に対しては被控訴組合が上告し、最高裁昭和47年5月19日第二小法廷判決（民集26巻第4号723頁）が札幌高裁の判決を破棄したから事なきを得た。同最高裁判決は、「Kに対する支払の動機のごときは、上告人に表示されたかどうかにかかわりなく、右定期貯金の解約および支払委任という法律行為の要素となるものではないと解するのが相当である。」と判示している。この判示はいささか明瞭ではないが、「Kに対する支払の動機のごときは」、預金解約・支払委任の意思表示の要素に関係がないから、いかに錯誤があっても要素の錯誤たり得ないと言おうとしたものと思われる。かくしてこの事件は最高裁において正当な結論を得て決着を見たが、誤った動機の錯誤論が高等裁判所で採用され関係者に迷惑をかけた例である。
- 10 しかし、さすがに大審院判例の曲解や誤解をしていない民法学者も存在する。例えば、勁草書房「民法第三版①総則・物権法」我妻栄・有泉亮・川井健155～156頁は、学生に理解させるための興味深い例として、「帽子を紛失したから買いたい。」と、帽子を買う動機を帽子屋に告げて帽子を買う意思表示をしたが実際には紛失していなかった例について説明している。この場合は、俗論的見解のもとでは、買う意思表示の動機に錯誤があり動機が外部に表示されているから要素の錯誤になり意思表示は無効になるはずである。しかし、上記論述は、このような動機はいかに表示されても要素の錯誤にならないと説明している。意思表示の要素（この場合は目的物）の内容とするように動機が表示された場合ではないから要素の錯誤にならないと説明している。
- 11 そもそも、「意思表示の動機はこれが外部に表示されれば要素の錯誤になる。」などとする民法の規定は存在しないのである。存在するのは、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。」との民法95条本文

の規定だけである。そうである以上、動機の錯誤も、民法95条本文に該当しない限り要素の錯誤として無効になるはずがないのである。こういう基本的なことが忘れられ、まるで新たな条文が制定されたかのように、それが意思表示の要素であるか否かとは関係なく、「動機はこれが表示されれば要素の錯誤になる」との俗論が横行し、実害をまき散らしているのは嘆かわしい限りである。

(平成28年3月4日改)